

岩手県告示第612号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成28年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 253号	加工家きん ふん肥料	イオウ添加 鶏ふん	窒素全量 りん酸全量 加里全量	3.0 3.5 2.5	% 肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	株式会社十文 字チキンカン パニー	岩手県二戸市石 切所字火行塚25 番地	平成28年3月22日
岩手県第 252号	加工家きん ふん肥料	イオウ添加 鶏ふん	窒素全量 りん酸全量 加里全量	3.0 3.5 2.5	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	株式会社十文 字チキンカン パニー	岩手県二戸市石 切所字火行塚25 番地	〃
岩手県第 254号	加工家きん ふん肥料	醗酵けいふ んペレット	窒素全量 りん酸全量 加里全量	3.0 3.5 2.5	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	株式会社十文 字チキンカン パニー	岩手県二戸市石 切所字火行塚25 番地	平成28年3月31日
岩手県第 260号	消石灰	防散消石灰 粉	アルカリ分	68.0		日本バイオ化 学工業有限会 社	神奈川県川崎市 宮前区神木二丁 目6番20号	平成28年4月27日